**平成２５年（フ）第２５８号**
大阪府八尾市恩智中町３丁目245番地　コープ野村恩智Ｂ―803号
債務者　藤矢　恭史
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８０号**
大阪府豊中市庄本町１丁目５番６号
債務者　金田　正雄
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８１号**
大阪市淀川区田川３丁目１番35―309号
債務者　田村祥一郎
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８４号**
大阪府枚方市樋之上町９番２―603号
債務者　岡本　忠士
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２８７号**
大阪市東淀川区小松５丁目６番６―502号
債務者　村田　辰男
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９３号**
大阪市城東区蒲生２丁目３番30―212Ａ号
債務者　福重　真矢
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９５号**
大阪市東成区東今里３丁目９番12号
債務者　鳥山　雪子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２９６号**
大阪府寝屋川市太間町４番１号
債務者　万野　良知
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１１２７号**
神戸市須磨区横尾２丁目11番地の３
債務者　中林　真一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１６２号**
神戸市長田区野田町４丁目３番10号　エクレ鷹取301号
債務者　安樂ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第９０７号**
北九州市小倉北区菜園場１丁目８番１号
債務者　内田　明裕
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第２号**
青森県八戸市東白山台２丁目28番２号　レオパレス白山台104、前住所岩手県花巻市石鳥谷町新堀第42地割79番地１
債務者　舘前　康規
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２５年（フ）第９号**
青森県黒石市柵ノ木２丁目19番地
債務者　福士　　朗
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２５年（フ）第１０号**
青森市浪岡大字浪岡字平野41番地181　市営赤川団地Ｅ棟―17号
債務者　佐々木秀昭
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２５年（フ）第１３号**
青森県弘前市大字三和字川合59番地16　有料老人ホームなごみの里三和
債務者　珍田　廣子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２５年（フ）第２１号**
熊本市東区月出４丁目４番67―402号
債務者　原田　幹子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３号**
沖縄県浦添市大平２丁目20番１―502号　レジデンスたくし
債務者　新田　直美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第２号**
青森県五所川原市松島町６丁目１番地　県営住宅１－２－４、住民票上の住所東京都西東京市向台町５丁目６番26号　グリーンモアＡ201号
債務者　大塚　江莉
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係